

公益財団法人土岐市文化振興事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人土岐市文化振興事業団(以下「事業団」という。)定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員が、理事会もしくは評議員会(以下「理事会等」という。)に出席した場合は、1日1回につき7,000円の役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、事業団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 非常勤役員の退任に当たっては、退職慰労金を支給しない。

(費用)

第4条 事業団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 非常勤役員には、理事会等に出席するための交通費を支給しない。

(公表)

第5条 事業団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正) 平成24年9月28日理事会議決による改正

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年9月28日理事会議決)